

第五十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について  
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

- (一) 債務者 元江戸川区民
- (二) 債権の名称 生活保護費返還金
- (三) 債権の額 十万九千七百七十円
- (四) 債権発生日 令和元年五月二十三日
- (五) 債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十

九条

二 放棄する理由

債務者が平成三十一年四月二十一日頃から三十日頃までの間に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。